【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する総理府令で定める金額は、千万円とする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する総理府令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会若しくは株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

（イ　削除）

イ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ロ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し又は主務大臣の認可を受けたことを証する書面

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十一**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行につき取締役会又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

５　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する大蔵省令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

（５　新設）

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（発行登録通知書の記載内容等）

**第十四条の十**　法第二十三条の八第三項において準用する法第四条第四項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成しなければならない。

２　発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　内国会社

イ　定款

ロ　当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の議事録の写し

ハ　当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二　外国会社

イ　前号に掲げる書類

ロ　当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ハ　外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

３　前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

４　第五条の規定は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

（改正前）

（新設）